

(大阪航空局)

高知空港事務所

〒783-0093 南国市物部

TEL (088) 863-2621 (総務課)

863-2774 (施設運用管理官/航空灯火・電気技術官)

863-2620 (航空管制運航情報官)

863-2751 (航空管制官)

863-2747 (航空管制技術官)

FAX (088) 863-2952 (総務課)

863-2540 (施設運用管理官/航空灯火・電気技術官)

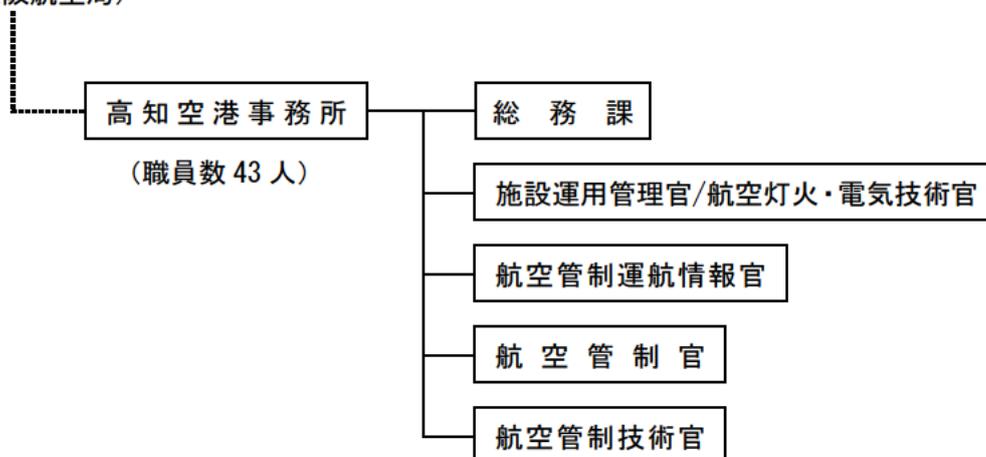
863-2956 (航空管制運航情報官)

863-2420 (航空管制官)

863-2957 (航空管制技術官)

[組織及び職員数]

(大阪航空局)



設置根拠	空港事務所：国土交通省設置法第39条、地方航空局組織規則第35条、36条
所掌事務	空港事務所 1 航空に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務 2 航空機の操縦の練習の許可 3 空港等の設置及び管理の監督 4 空港等の供用 5 空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関する事務 6 空港等内の秩序の維持 7 空港等及びその周辺における航空機による事故その他空港等における事故及び空港等における災害に関する事務 8 空港等における航空に関する危機管理

	<p>9 土地の収用、買収、使用及び寄附に関する事務</p> <p>10 航空機の運航の監督</p> <p>11 航空機の航行の方法に関する事務</p> <p>12 遭難航空機の捜索及び救助</p> <p>13 航空情報に関する事務</p> <p>14 航空交通情報システムによる航空通信の実施及び同システム施設に関する工事及び保守</p> <p>15 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第5条第1号及び第2号に規定する調査に対する援助</p> <p>16 電話による航空通信の実施</p> <p>17 航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡</p> <p>18 着陸帯、誘導路、エプロン及びランプの運用</p> <p>19 空港等の保安</p> <p>20 飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務及び着陸誘導管制業務</p> <p>21 航空法第95条ただし書きの規定による許可</p> <p>22 航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システムの工事及び保守</p> <p>23 航空保安無線施設の工事、運用及び保守</p> <p>24 航空保安無線施設の設置及び管理の監督</p> <p>25 航空交通管制に用いる施設の作動状況の監視</p> <p>26 空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査</p> <p>27 土木施設、建築施設に関する工事及び保守</p> <p>28 航空灯火その他の電気施設に関する工事、運用及び保守</p> <p>29 航空灯火の設置及び管理の監督</p> <p>30 類似灯火の制限</p> <p>31 昼間障害標識に関する事務</p> <p>32 (1)～(31)の事務を遂行するために使用する機械施設の工事並びに機械施設及び車両の保守</p>
管 轄 区 域	高知県
情報公開・個人情報保護窓口	<p>担当：大阪航空局 総務部 総務課 専門官</p> <p>TEL (06) 6949-6211</p> <p>(注) 高知空港事務所に関する情報の開示請求等は、大阪航空局の上記窓口で受け付けています。</p>
各種相談・案内窓口	<p>高知空港障害物件（航空法第49条に係る物件）に係る照会</p> <p>内容：飛行場の進入表面、転移表面、水平表面の上に出る高さとなる可能性がある（飛行機の進入に障害となる恐れがある）建造物、植栽などを設置、植栽する場合の照会</p> <p>担当：高知空港事務所 総務課</p> <p>TEL (088) 863-2621</p>